

# 湘北短期大学図書館 規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、湘北短期大学学則第53条第2項に基づき、湘北短期大学図書館（以下「図書館」という。）に関する基本的事項について定める。

## (目的)

第2条 図書館は、図書及びその他の図書館資料（以下「図書」という。）を系統的に収集・管理し、利用に供することにより、本学学生及び教職員並びに図書館を利用できる者として別に定める者等の学修、教育、研究に資することを目的とする。

## (図書館長)

第3条 図書館長（以下「館長」という。）は、図書館を代表し、図書館の業務を統括する。

## (図書館委員会)

第4条 図書館の運営に関する事項を審議するため図書館委員会を置く。

2. 図書館委員会に関する事項は、別に定める「図書館委員会細則」によるものとする。

## (図書館の利用及び図書管理)

第5条 図書館の利用は、別に定める「図書館利用細則」に、図書の管理は、別に定める「図書館図書管理細則」によるものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、図書館委員会で審議し、常勤理事会の議を経て、学長が決裁する。

## 附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

## 附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。